

市民課窓口で キャッシュレス決済 が利用できます！

かんたん、
便利！

市では、市のデジタル化を推進するため、10月3日から市民課で取り扱う各種証明書の手数料の支払いに、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済が利用できるようになりました。

なお、利用を開始した10月3日は「デジタルの日※」となります。
図デジタル推進室 (☎ 82-1147)

※「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、デジタル庁が毎年10月の第1日曜日・月曜日をデジタルの日とし、10月をデジタル月間としています。



対象の窓口・手数料

●対象の窓口

市民課（市役所本庁舎）

●対象の手数料

住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、戸籍の附票 等

キャッシュレス決済の メリット

- ①現金不要
- ②現金支払いよりも早い決済
- ③待ち時間の短縮
- ④接触を減らし、新型コロナウイルスの感染リスクを抑える

【利用できる決済の方法】

■クレジットカード払い

VISA、MASTER、JCB、AMERICAN EXPRESS



■コード決済 PayPay、楽天 Pay、d払い、auPAY



■電子マネー

楽天 Edy、nanaco、WAON、QUICPay、manaca、TOICA、PASMO、Kitaca、nimoca、ICOCA、SUGOCA、Suica、はやかけん



その他のデジタルサービス

住民票等の証明書のコンビニ交付

全国のコンビニ等で住民票等の交付が可能となるサービスです。市役所本庁舎口ビーに設置してあるキオスク端末でも住民票等を取得できます。窓口で待つ必要がなく便利です。

(利用にはマイナンバーカードが必要)



申請書等の作成支援システム

マイナンバーカードや運転免許証等の情報を読み取り、氏名、住所、生年月日を住民票等の申請書等に印字するサービスです。手書き部分が省略され、申請書作成の負担が軽くなります。市民課で利用が可能です。

